

令6福情答申第6号

令和6年10月22日

福岡市水道事業管理者

下川 祥二 様

(水道局総務部総務課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第20条第1項の規定に基づき、令和4年7月28日付け水総第341号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定年月日及び特定地番における土地売買関係書類」の公文書一部公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「特定年月日及び特定地番における土地売買関係書類」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和4年6月28日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和4年6月17日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和4年6月28日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により公文書一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年7月6日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

本件公文書一部公開決定処分は次のとおり違法不当である。

特定個人の持物になっているが現実には特定財産区の持物である。個人の土地ではない。そのため、土地利用目的は開示すべきである。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、条例に基づき、実施機関が慎重に判断を行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 理由

本件対象文書のうち、局有財産（土地）買受申込書（以下「本件申込書」という。）については、福岡市水道局普通財産売払事務処理要領第30条（随時募集買受申込みを規定した第27条を準用）に基づき、個人として水道局に申込みがなされたものである。

本件申込書について、次の理由により一部非公開を決定したものであり、正当かつ妥当な処分である。

項目	一部非公開とした理由	根拠条例
電話番号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため	条例第7条第1号
土地利用目的	個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	
印影	公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	条例第7条第3号

### (3) 口頭意見陳述における主張

審査請求人は、本件申込書の申込者は特定個人ではなく、特定財産区である旨を主張しているが、当該申込者は特定個人であって特定財産区との関係は認められない。

本件申込書の非公開部分である土地利用目的については、法令又は契約で限

定されるものではないものの、その利用目的が周辺住民などへの影響がないことを、福岡市として確認するための内容であるが、これを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると判断したものである。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、「特定年月日及び特定地番における土地売買関係書類」の文書の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、本件対象文書として、特定個人の買受申込から特定地番の土地売買契約の完了までの一連の文書を特定しており、当該特定に関し当事者間に争いはない。

実施機関は、本件決定通知書の「公開しない部分の概要」の欄において本件決定における非公開決定部分を特定し、「上記の部分を開示しない理由」の欄において、非公開とした理由を説明しており、それによると、本件申込書の土地利用目的を含め、「住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、理由（特定個人の住所、氏名を除く。）」を条例第7条第1号（以下「第1号」という。）の非公開情報に該当するものとして、「不動産鑑定評価書の一部」を同条第2号の非公開情報に該当するものとして、「印影、福岡県警察本部の回答内容」を同条第3号の非公開情報に該当するものとして、それぞれ被覆した状態で非公開としたことが認められる。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求において、実施機関が非公開とした部分のうち、本件申込書の土地利用目的（以下「本件非公開部分」という。）の公開を求めており、これ以外の非公開部分については争いがないことが認められる。

そこで、当審査会としては、本件非公開部分について、第1号該当性を検討することとする。

##### 2 第1号該当性について

###### (1) 第1号について

第1号の規定は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

第1号ただし書アの規定は、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開するものである。

第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。なお、公務員等の範囲については、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員が限定列挙されている。

(2) 本件非公開部分の第1号該当性について

本件対象文書のうち、本件申込書は、申込者である個人の氏名の記載とあいまって、本件申込書の全体が一体として当該個人の財産等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、第1号本文に該当すると認められる。

そのうえで、当審査会は、本件非公開部分の情報を非公開とすることの妥当性について、以下検討する。

本件非公開部分は、特定個人が、実施機関に対し、実施機関が所管する普通財産の土地の買受の申込みの意思を表示するために、土地利用目的の計画を示

すものであることから、第1号本文に該当する。

次に、当審査会において実施機関に確認したところ、本件における土地利用目的は、法令等で限定されるものではなく、不動産登記情報とも必ずしも一致するとは限らないとのことであるから、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、第1号ただし書アには該当しない。

また、第1号ただし書イ及びウのいずれにも該当する事情は認められない。

よって、本件非公開部分は、非公開とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年6月22日	実施機関からの諮問
令和4年8月1日	実施機関の弁明意見書を收受
令和6年5月27日（第2部会）	審議
令和6年6月17日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和6年7月31日（第2部会）	審議
令和6年8月19日（第2部会）	審議
令和6年9月25日（第2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子